

「新生活～電気やガスの訪問販売に注意！」

Q 最近、実家から離れて一人で賃貸アパートに暮らし始めました。訪問してきた業者から「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このアパートの住人の皆さんにお願いしている」と言われたが本当に安くなるのですか？

(10代 男性)

A 引っ越しなどで新生活を始める時期にかけて電気・ガスの契約トラブルが増える傾向にあります。

電気やガスの検針票には契約の切り替えに必要な顧客番号や供給地点特定番号が書かれているので検針票の記載情報は慎重な取り扱いが必要です。

「安くなる」のセールストークを鵜呑みにせずプラン内容を確認、他事業者と比較検討し、契約の意志がなければはっきり断りましょう。

アパート全体が契約していると言われた場合は必ず管理会社等を確認しましょう。

特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、事業者から適法な契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。

困ったときは消費生活センター等にご相談ください。

(消費者ホットライン 188 等)

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきつとプラザ 2階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）